

令和5年度 第3回江別市社会教育委員の会議

日 時：令和6年2月20日（火） 15時30分から16時50分まで

会 場：教育庁舎 大会議室

出席者：社会教育委員	委員長 井上 大樹	教育委員会	教育部 部長	伊藤 忠信
	副委員長 藤田 昌之		教育部 次長	佐藤 学
	委員 岩田 草平		生涯学習課長	田中 紀克
	委員 黒河内葉子		スポーツ課長	堀井 修
	委員 松山 和子		高校総体推進担当参事	稲垣 恭典
	委員 辻 麻紀		情報図書館長	表 誠
	委員 藤田くみ子		郷土資料館長	兼平 一志
	委員 北川 智浩		生涯学習係長	佐藤 愛子
	委員 木滑 幸江		文化振興担当主査	朝倉麻沙美
			生涯学習課係長職	横山 智代
			会計年度任用職員	北川 麻莉

欠席者：社会教育委員 委員 石橋 浩明

傍聴者：なし

会 議 録	
1 開会	
2 教育部長あいさつ	
3 委員長あいさつ	
4 議題 （1）第10期江別市社会教育総合計画の策定について	
井上委員長	議題の（1）第10期江別市社会教育総合計画の策定について、生涯学習係長から説明をお願いします。
佐藤生涯学習係長	第10期江別市社会教育総合計画の策定について、ご報告いたします。 本計画の策定につきましては、令和4年12月22日に、教育委員会から社会教育委員の会議に諮問され、以降、当会議及び専門部会において、慎重にご審議いただき、11月16日に開催されました前回の会議におきまして、計画策定についての答申内容がまとまったことから、12月20日（水）に社会教育委員の会議を代表しまして、井上委員長と藤田副委員長から教育委員会に答申書のご提出をいただいたものです。 この答申を受け、教育委員会で協議・審議を行い、本年1月31日に開催されました定例教育委員会において、計画の策定について承認をいただきました。 お手元に資料1として配付いたしました計画につきましては、製本後、3月下旬の予定ですが、公民館等の公共施設に配置するほか、市のホームページでの公開を予定しております。 計画の策定にあたり、委員の皆様にご多大なるご尽力をいただきましたことに、改めてお礼を申し上げ、報告とさせていただきます。誠にありがとうございました。

井上委員長	以上です。 ただ今の説明について、委員のみなさんから質問、意見等はありませんでしょうか。 (質疑なし)
井上委員長	改めまして、策定にご尽力いただきました関係各所、皆様、改めてお礼を申し上げます。 それでは、次に進めさせていただきます。
4 議題 (2) 令和6年度社会教育予算(案)に係る主要事業について	
井上委員長	議題(2) 令和6年度社会教育予算(案)に係る主要事業について、説明をお願いいたします。
田中生涯学習課長	それでは、お手元にある資料に基づきまして、令和6年度社会教育予算(案)に係る主要事業につきまして、それぞれ所管課から説明させていただきます。 はじめに、令和6年度の予算ですが、2月22日から開催されます令和6年第1回江別市議会定例会に提案しまして、議決を経て確定するものでございます。そのため、本日は説明します主要事業は、予算(案)の段階であることをご理解いただきまして、取扱いにご留意願います。 次に、事前配付しております資料に基づいてご説明いたします。 資料2、「令和6年度絵で見る社会教育事業(主要事業)」という写真付きの資料は、令和6年度に予定しています主な社会教育事業であり、この資料に基づきまして各所管課から説明いたします。 次に、資料3、4ページから10ページですが、「令和6年度社会教育予算(案)に係る主要事業」の一覧でございます。こちら事業名や主な内容、令和5年度当初予算額と令和6年度当初予算(案)、そして増減額を記載しています。 それでは、生涯学習課の主な事業につきましてご説明いたしますので、資料2まで戻っていただき、1ページをご覧ください。1段目の「旧町村農場保存活用推進事業」及び「旧町村農場管理運営事業」であります。令和6年度に旧町村農場のリニューアルオープンを迎えますことから、新たに始めます貸室で使用する会議用テーブルやイスなど、必要な備品等の購入経費のほか、施設整備に要する経費を計上しております。また、施設の設置条例を見直しまして、これまでよりも開館時間を1時間拡大したほか、冬期間閉鎖しておりました旧町村邸を通年開館へと変更いたしますので、冬期開館に伴います除雪費や燃料費など、指定管理業務に要する経費が増額となっております。 2段目の「北海道林木育種場旧庁舎保存利活用推進事業」は、令和3年度から民間の利活用の始まった北海道林木育種場旧庁舎について、市民に建物の歴史的価値を伝えるとともに、大学との連携を図る事業を開催する予定であります。 3段目の「市民芸術祭開催支援事業」は、年2回開催しているまちかどコンサート開催に係る経費のほか、市民ミュージカル本公演に向けましたワークショップ開催経費への補助などに係る経費を計上しております。

堀井スポーツ課長	4段目の「地域体験活動事業」は、非日常の体験を子どもたちに提供する、生活体験活動「はじめてのお泊まり会」及び自然体験活動「ツリークライミング体験会」の開催に要する経費となっております。 以上で、生涯学習課所管事業に関する説明を終わります。 続きまして、スポーツ課の主な事業についてご説明申し上げます。2ページをお開きください。 1段目の「市民体育館改修整備事業」は、安全かつ快適に市民がスポーツに親しむ環境を持続的に提供するため、市民体育館の管理棟外部の改修工事を実施いたします。 2段目の「トップアスリート交流推進事業」は、トップアスリートとの交流により、市民のスポーツ技術の向上とスポーツ活動の活性化を図る事業であり、令和6年度は、全国的な水泳のイベントである「水泳の日2024」が江別市で開催される予定であります。 以上で、スポーツ課所管についての説明を終わります。
表情報図書館長	続きまして、情報図書館の主要事業についてご説明いたします。資料は2ページをご覧ください。 3段目の「子どものための読書環境整備事業」ですが、学校図書館の環境整備や教育活動の支援のために、学校図書館を巡回する司書4名、これを支援する司書1名を配置する経費と、支援に伴う消耗品費、図書購入費を計上しております。 4段目の「情報図書館デジタル化推進事業」は、デジタル技術の活用により、情報図書館に本や雑誌のセルフ貸出機等を導入するなど、利用者の利便性向上と業務の効率化を図ります。 以上で、情報図書館関係の説明を終わります。
兼平郷土資料館長	続きまして、郷土資料館並びに、補助執行を受けておりますセラミックアートセンターの主要事業についてご説明いたします。資料は3ページをご覧ください。 郷土資料館事業からご説明いたします。1段目の、ふるさと江別塾「江別を学ぶ」開催事業は、市民の郷土史に対する理解を深めてもらうために、歴史講座等を開催するものです。引き続き、小学生を対象に学芸員の仕事などを体験してもらう「子ども学芸員カレッジ」や、市内の史跡を見学する「再発見・江別探訪」などの開催を通じて、市民が江別の歴史を学び、文化財や史跡に親しむ機会を提供してまいります。 2段目の「郷土資料館設備更新事業」は、旧中央公民館時代に設置され、44年が経過している重油タンクを更新するものです。 次に、セラミックアートセンター事業についてご説明します。3段目の「セラミックアートセンター企画展開催事業」は、開館30周年を記念して「人間国宝 鈴木藏の志野展」、「えべつ縄文文化展」のほか、市内大学等との連携による「第10回江別市中学校・高校美術部合同展」の開催を予定しております。 4段目の「陶芸文化普及振興事業」は、センターの特徴を活かしながら生涯学習とやさしい文化の普及啓発を図っていかうとするもので、各種陶芸教室、陶芸体験、技法講座等のほか、工房利用の1年間の成果を発表する「工房利用者作品展」を開催します。

	説明は以上です。
井上委員長	ただいま、社会教育予算（案）について説明がありましたが、委員の皆さんから質問、意見等がありますでしょうか。
辻委員	資料2の①の「旧町村農場保存利活用推進事業」と「旧町村農場管理運営事業」は、資料3の4ページに【拡大】と書いてある「旧町村農場管理運営事業」と、5ページの「旧町村農場保存活用推進事業」の予算（案）を合わせた金額を記載しているのでしょうか。
田中生涯学習課長	絵で見る資料は、この二つの事業を合わせた金額です。
辻委員	合わせてもその金額にはなりません、ということか教えていただけますでしょうか。
佐藤生涯学習係長	資料3の4ページにあります、「【拡大】旧町村農場管理運営事業」の令和6年度当初予算（案）21,913千円と、5ページの「旧町村農場保存活用推進事業」の令和6年度当初予算（案）3,600千円を合わせた金額となります。
辻委員	すみません、合っていました。私の間違いでした。
井上委員長	旧町村農場の関連については、資料3の上から5行目の「旧町村農場管理運営事業」と、次の5ページの上から2行目の「旧町村農場保存活用推進事業」、これの令和6年度当初予算（案）は、この二つを足し算すると1ページ目の右上の、いま質問されたところの金額と合っています。 ただ細目を見ても「旧町村農場管理運営事業」の委託料が激増していて、「旧町村農場保存活用推進事業」の方が激減しているというところがあるので、このあたりは推測つくところもあるのですけれども、是非ご説明いただければと思います。
田中生涯学習課長	資料6で机上配付しましたリニューアルオープンについての資料をご説明します。今、委員長から質問がありましたが、5ページの上から2段目の「旧町村農場保存活用推進事業」については、令和5年度が2億300万円弱、そして来年度が360万円となっております。今年度は、床の張り替えや壁の塗装、屋根の葺き替え、断熱材を入れるなど建物の大規模改修を夏から冬にかけて行いましたので、2億300万円弱の費用がかかります。そして、その工事が終わったので来年度の予算額は下がっております。この360万円は、貸室を整備しますので、そこで使う会議用のテーブルやイスなどのほか、Wi-Fiを使えるようにするものですから、Wi-Fiの設置工事費などを含めて360万円ということになります。 資料4ページの中ほどにあります【拡大】と書いてある事業は、ほとんどの経費が指定管理者に対する指定管理料、建物の維持管理費用になります。令和5年度は工事で1年間閉館しておりましたので、敷地内の巡回や屋外管理など限られた維持管理費用の360万

	円でした。令和6年度は、6月を予定しておりますリニューアルオープンから来年の3月31日まで、10か月間フルにオープンしますので、そこにかかる人件費や光熱費、冬の除雪費や暖房費など、そういった経費を計上するため2,000万円を超える金額になっております。公開しておりました令和4年度につきましては、4月29日から11月23日までの約7か月でしたが、今後は7か月から5か月増えて1年間公開することになります。特に除雪費や暖房費がかかる冬場に公開することになりますので、それ以前は約900万円の指定管理料でしたが、倍よりも少し高くなって2,100万円ほどの予算となっております。
井上委員長	辻委員いかがでしょうか。
辻委員	ありがとうございます。あともう一点、「北海道林木育種場日庁舎保存利活用推進事業」についてですが、資料3では、令和5年度当初予算が430千円、令和6年度当初予算(案)は235千円と書かれていますが、資料2の1ページでは430千円と書かれていますが、これはどちらが正しいのでしょうか。
佐藤生涯学習係長	大変失礼いたしました。資料2の林木育種場日庁舎保存利活用推進事業の金額ですが、235千円と記載すべきところを、誤って令和5年度の当初予算を記載しておりました。申し訳ありませんが、資料2の金額を430千円から235千円に修正をお願いいたします。
井上委員長	確認させてください。1ページ目の「北海道林木育種場日庁舎保存利活用推進事業」の金額が今年度そのままになっておりますので、来年度の235千円に訂正をお願いいたします。 このほかご意見ご質問ありますでしょうか。
松山委員	子ども文化ネットワーク・江別では、旧町村農場が開いている期間だけお話し会をさせて頂いていました。これまでも、オカリナを演奏するグループや、楽器、ヴァイオリンをする方たちとタイアップするお話し会をやっていましたが、今後は通年で利用できるようになったということで、この付けていただいた予算は無駄にならないように利用していきたいなと思いますし、みなさんもぜひ、季節季節でとてもいいところなので、利用していただければと思います。
井上委員長	官民一体で利用を促進しようというご意見だったかと思います。 他にありませんでしょうか。
辻委員	スポーツ課の「トップアスリート交流促進事業」ですけれども、トップアスリートを招くというのは、どなたがおいでになるか決まっているのでしょうか。それともこれからお声がけするのでしょうか。

堀井スポーツ課長	「トップアスリート交流促進事業」については、合宿誘致ですとか、連携協定を結んでいるプロのスポーツチームから選手に来ていただいてスポーツ教室をやったりですとか、様々なトップアスリートと交流するという事業になります。現在進めているのは、レバンガ北海道というプロバスケットボールチームと連携協定を結んでおりますので、スポーツ選手、プレーヤーに来ていただいて、子ども達と交流してもらい、スポーツ教室をやるのか講演会をやるのか、そういったレバンガ北海道との繋がりの中での事業展開をということでは考えております。 あとは、「水泳の日2024」というのがありまして、これは9月22日と日付は決まっていますが、毎年1回、日本水泳連盟の方で主催しておりますが、オリンピックに来ていただいて、今年はパリオリンピックがありますが、そこに出場した選手ですとか、そういった方にプールに来てもらって、子ども達に水泳を教えていただくとか、そういった事業が今年、予定されております。 今のところ、このように進めようとしております。
辻委員	ありがとうございます。
井上委員長	あといかがでしょうか。
松山委員	この「トップアスリート交流促進事業」は、去年一昨年でしたか、陸上競技で早く走れるように直接子ども達が体験できる、これというのは子ども達にとって、とても良い成果というか、トップアスリートになれなくても、トップアスリートから教えて貰ったという記憶だけでも素晴らしい体験だと思います。交流スポーツ団体としてレバンガが去年の4月あたりに新聞に出ていたかと思うのですが、江別市はミニバスから始めて大人のバスケットボールまで、一連してバスケットボールが盛んな市だと私は思いますけれども、とても良い刺激になるはずですので、ぜひ続けて頂きたい事業だと思っています。よろしくお願いします。
井上委員長	あといかがでしょうか。 特になければ、新しい事業、強化する事業、あとはデジタル対応ということが色々と進むわけですが、有効活用される形で、今後とも事業内容の方は継続的に審議をしていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。
4 議題 (3) 令和6年度社会教育予算(案)に係る補助金について	
井上委員長	続きまして、議題(3) 令和6年度社会教育予算(案)に係る補助金の交付について説明をお願いします。
田中生涯学習課長	令和6年度社会教育予算(案)に係る補助金の交付について、ご説明いたします。 11ページ、資料4をご覧ください。この調書は、補助金を交付する団体や補助する事業内容についてまとめたものになります。 これは社会教育法第13条において、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を

	交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員の意見を聴いて行わなければならないとされております。 これは社会教育関係団体に対する補助金について、補助の目的や補助対象事項等を明らかにして、補助の目的はあくまで団体による社会教育活動の支援であり、行政が団体を支配したり事業の内容に干渉したりすることを法律上禁止しておりますので、そういうことではないということを、社会教育委員の皆さんに確認いただくためのものとなっております。 社会教育関係各課が所管しています補助金のうち、社会教育関係団体に対する補助金を対象としておりまして、個人に対する補助ですとか、施設整備に対する補助は含んでおりません。 また、社会教育関係団体の定義については、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」と社会教育法第10条で定義されております。 内容につきましては主要事業と重複するため、説明は省略させていただきます。 以上です。
井上委員長	ただいま、社会教育関係事業の補助金について説明がありました。 なお、補助金交付につきましては、生涯学習課長から社会教育法第13条の規定について説明があったとおり、「社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない」ことから、そのようなことを踏まえて意見があればお出しいただければと思います。 まさしく今、課長がおっしゃったとおり、団体の活動を縛ってはいけなく、適切性ということでよく審議の対象となるのですけれども、団体の活動を行政が縛るということもいけないという、こちらの観点でもご判断いただければと思います。
岩田委員	11ページの社会教育予算（案）に係る補助金交付調書の下から2番目「青少年ふれあい交流促進事業」とあります。補助対象となる社会教育団体が、児童・生徒の健全育成と幅広い世代間の交流等の社会教育活動を実施する市内団体とありますが、あらかじめ決まっていますか。申請したら出るということでしょうか。
佐藤生涯学習係長	予算額が決められていますので、予算の範囲内で申請のあった団体に対して補助を実施しております。
岩田委員	あらかじめ決まっているということはないですね。
佐藤生涯学習係長	あらかじめ決まっているものではありません。
岩田委員	例えば5つか6つ申請して、これを過ぎてしまえば締め切りということですか。
佐藤生涯学習係長	年度当初にホームページを通して補助金の募集をかけております。一定期間募集の期間を設けまして、その期間で予算額に達してしまうと募集は終了となりますが、予算額に達していなければ追加で募集という形をとらせていただいている年度もありますので、ホームページ等で周知させていただいております。

岩田委員	例年はどうでしょうか。
佐藤生涯学習係長	ここ数年、コロナの影響で各団体の事業自体を中止されるところが多かったので、予算額に達しない年度もありました。
岩田委員	昨年あたりは、達していなかったでしょうか。
佐藤生涯学習係長	昨年や今年は大分上向きに、申請件数も伸びてきております。
井上委員長	あといかがでしょうか。 一応、私の方から確認ですけれども、補助金額に関して、今年度より大幅な増減があるという団体はありますでしょうか。
田中生涯学習課長	基本的にほぼ前年と同額です。一部、例えば周年の記念事業にあたった団体については、例年より減っていたり少し増額になっていたり、その程度はありますが、基本的に令和5年度と令和6年度では金額に大きな変動はありません。大きな大会やイベントがあった場合も増減がありますが、それ以外に大きな変動はないです。
井上委員長	あといかがでしょうか。 ということであれば、例年どおりというような提案がありました。 それでは、ここに提出されました令和6年度社会教育予算（案）に関する補助金の交付について、以上15ページまで、社会教育委員の会議として確認をした、ということでこの審議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。 （異議なし）
井上委員長	ありがとうございます。法律に基づく議事でしたので、慎重に確認をさせていただきました。次に進めさせていただきます。
4 議題 （4）江別市旧町村農場のリニューアルについて	
井上委員長	議題（4）江別市旧町村農場のリニューアルについて、生涯学習係長より説明をお願いします。
佐藤生涯学習係長	それでは、江別市旧町村農場のリニューアルについて、ご説明いたします。 旧町村農場は昭和3年に建築されまして、平成7年に江別市が取得して復元・整備し、平成8年度から一般公開しておりますが、建築から90年以上が経過しまして、雨漏りや壁の腐食、基礎から床下への浸水など、施設全般にわたり老朽化が進行していることから、令和5年度に大規模改修工事を行うこととなりました。 本日、机上に配付させていただきました資料6になりますが、1ページをご覧ください。

	まず、1のこれまでの経緯・今後の予定ですが、令和4年6月と7月に、旧町村農場が市民に親しまれ活用されるよう、必要な機能について、市民の意見を取り入れるためのワークショップを2回開催したほか、観光協会や商工会議所などと意見交換や検討を行いまして、11月に施設の保存活用に向けた整備方針を策定いたしました。 この整備方針に基づきまして実施設計を行い、令和5年5月に、改修工事と展示改修工事を入札・発注しております。 建築工事は昨年12月に終了しまして、現在、展示改修工事が大詰めを迎えております。2月末には竣工予定となっております。そして、4月にはWi-Fi環境の整備や物品購入などの諸準備を進めまして、リニューアルオープンは6月を予定しています。 次に、2の設置条例の改正ですが、大規模改修工事で新たな機能を付加することから、管理運営の見直しを行いました。令和5年第3回市議会定例会において、江別市旧町村農場条例を改正しております。 主な改正内容は、(1)設置、公開・開館時間等の規定を見直し、こちらでは、条例第1条で規定する設置の目的に、「緑豊かな憩いと交流の場を提供する」及び「地域の活性化に寄与する」との字句を追加いたしました。公開・開館時間等では、開館時間を午前9時から午後5時までと1時間拡大したほか、先ほども主要事業で説明がありましたが、これまで冬期間は閉館しておりましたが、旧町村邸については、通年開館へ変更しております。 次に、2ページをご覧ください。(2)使用料の規定を追加についてですが、大規模改修工事で新たに多目的に使用できるスペースを整備しましたので、使用料に係る規定を追加しております。 さらにその下の3の参考ですけれども、使用料を設定する多目的室の配置など、旧町村邸の改修イメージ図と、3ページは第一牛舎の改修イメージ図になります。 説明は以上です。
井上委員長	ただ今の説明について、委員の皆さんから質問、ご意見等はありませんか。
木滑委員	各部屋の大きさを教えてください。
田中生涯学習課長	参考のイメージ図を見ていただいて、多目的室Aが一番大きいのですがこちらで52.94㎡になります。多目的室Bが19.87㎡、その上の多目的室Cが19.05㎡になります。BとCを仕切っている部分は可動間仕切りになっておりまして、間仕切りを外せば通して使用することが出来るようになっております。多目的室Dというのが一番小さくて、こちらが16.64㎡になります。
木滑委員	これは団体使用とか、前もって利用の申請の必要があるのでしょうか。市民会館にも団体使用がありますので、そういうような利用の仕方ではないのでしょうか。
田中生涯学習課長	公民館や美原にありますえみくる、そういったところと同じように、個人団体問わず、全員に申請していただいて、予約していただいて、空いていればそこを使用していただけ

	るということになります。
木滑委員	団体使用の場合は、割引というか、減免はありますか。
田中生涯学習課長	減免については、これから規定しますけれども、基本的に公民館と同じように社会教育関係団体は何割減免ですとか、同じような減免規定を設けます。これは規則で定めることになりますので、現在、改正の準備を進めております。
井上委員長	よろしいでしょうか。 この他ご意見ご質問ありますでしょうか。
北川委員	資料6の1ページでW i - F i 設備が設置されるということですが、市の公共施設でW i - F i 設備が入っているところと入っていないところとありますが、設置の優先順位といいますか、こういうところに設置するというような基準がありましたら教えてください。
田中生涯学習課長	旧町村農場のW i - F i 設置については、市の公共施設に対する優先順位で設置するわけではないのですが、第一牛舎の展示について、昔ながらのパネルで説明文が書いてあるというのがありますが、それだけではなく、QRコードを読むことで、スマホで解説や映像が見れたり、多言語での解説に対応できたり、そういった使い方もできるので、W i - F i を合わせて用意することにしたということです。今の時代、デジタル化ということもあるものですから、展示もW i - F i を通じて解説や映像を見れるように、そういう展示の改修となっております。
北川委員	もう一点あるのですが、資料1の35ページ、施策項目(3)史跡や歴史的景観の保全と活用で、「SNS等を活用した市内外への情報発信の充実を図る」というところですが、SNSで情報発信したので、SNSで見て、来てくれた方にとってW i - F i があつた方がいいと思います。先ほど言ったとおり、今はQRコードがあつて、それで見えるようになってきています。セラミックアートセンターに無いのは知っていますが、郷土資料館にあるのかどうか分かりませんが、そういったところにW i - F i 設備が無いのは優先順位が低いのか、どうなのでしょう。
田中生涯学習課長	市全体の公共施設の状況を把握してはいないのですが、公民館のロビーには入っていますが、ロビーですから、それ以外のホールや研修室には届かないというような状況です。今、広報もLINEでプッシュ通知ですとか、SNSの発信をやっていますが、公共施設におけるW i - F i の受信環境が進んでいるかと言われますと、進んでいる状況にはないものですから、既存の施設についてはこれからの取り組みになっていく現状になります。
北川委員	旧町村農場は、360万円でW i - F i を設置できるということでしょうか。

田中生涯学習課長	Wi-Fi 設置費用のほかに、備品の購入費用も含まれております。
北川委員	予算がかかるので、優先順位があると思いますが、郷土資料館やセラミックアートセンターにも展示があって、そこにはQRコードから飛ばない状態になっています。同じ展示ということで、Wi-Fi についての方向性ですとか、何かしら方向性があるのでしょうか。今回の事とは少し違うのかもしれないのですが、その辺の考えがあるのかないのかをお聞きしたいです。
佐藤教育部次長	社会教育施設に限らず、公共施設全体で実は優先順位をつけて設置しているというよりは、付けられるところから付けたというのが現状で、公民館と市民会館を最優先に付けたというのが市の状況です。正直そこで止まってしまっているところがございます。これからの時代、外国人を含めて、いつ誰が来てもWi-Fi がどこにでもある時代が来ていると思いますので、市としても付けていきたいとは思っているのですが、その中でセラミックアートセンター、郷土資料館、体育館、情報図書館には一部ありますが、全部使えるというレベルではないものですから、社会教育施設全体でまずは検討していかなければならないと考えておりますが、予算の関係もございまして、一気に付くというのは難しいかなと思いますが、順次進めていきたいと思っております。
北川委員	達成度みたいなものがありましたら教えてください。
佐藤教育部次長	市の施設のうち、何%Wi-Fi を設置しているかという率はまだ持っていないかなと思います。市の庁舎もほとんど付いていませんし、多分かなり低い数字だと思います。先ほど言った公民館と市民会館、野幌駅裏の市民交流施設、手持ちに資料はありませんが、そのあたりに設置されていると記憶しております。
北川委員	今は目標を決めているわけではなくて、建て替えや改修のタイミングでしょうか。
佐藤教育部次長	多くの市民が集まる場所ということで、公民館、市民会館を最優先に付けたという状況です。郷土資料館やセラミックアートセンターの来館者が少ないから後回しという訳ではありませんが、どうしても市としては市民が一番集まりやすい場所、憩いの場所を優先に付けたという状況です。
北川委員	今後の方向性みたいなものはありますか。
佐藤教育部次長	具体的なものは決まっています。
井上委員長	私もこの間、長崎に学生を連れていってきましたけれども、原爆資料館もそうでしたが、博物館関係はWi-Fi を使ったスマホでの展示説明は標準装備となっているところもあります。国の補助金のことを考えても、デジタル対応は結構急いだ方がいいですね。デ

井上委員長	デジタル担当大臣がFAXを撤去したりとか、いろいろ言っているこのあたりがチャンスかなと思いますので、そのあたり情報収集していただいて、チャンスを見計らって適宜できるだけ早く、今言ったような市民的ニーズを広く検討していただきながら、社会教育関係施設にもWi-Fiを含むデジタル環境を整備していただきたいなと思って聞いておりました。何卒よろしくお願いいたします。 あとはいかかでしょうか。 (質疑なし) 特になければ欠に進めさせていただきます。
4 議題 (5) 使用料の改正について	
井上委員長	議題(5)社会教育施設の使用料等の改定について各課から説明をお願いいたします。
田中生涯学習課長	それでは、16ページ、資料5の社会教育施設の使用料等の改定についてをご覧ください。 昨年11月の会議において、市の使用料・手数料について、全庁的に見直し作業を行っている旨をご説明させていただいております。この度、社会教育施設の使用料等について改定をすることになりましたので、改定の内容につきまして、資料に基づいて説明させていただきます。 まず、生涯学習課が所管しますコミュニティセンター、公民館及び市民文化ホールの使用料の改定について、17ページをご覧ください。 1の使用料改定の考え方ではありますが、市では全ての使用料・手数料について、4年ごとに料金体系の精査を行い、市民相互の負担の公平性を図るため、使用料・手数料の見直しを実施しております。令和6年度からの改定に向けて、施設に係る人件費、物件費、建設費、維持補修費で構成されるコストを基に各使用料の算定を行い、現行単価と原価計算結果との乖離幅に応じて改定率を設定しております。公民館等におきましては、全ての貸室の使用料が見直しの対象となっており、平成9年以来、27年ぶりの改定となります。市全体の使用料・手数料見直しの考え方の詳細につきましては、資料5別冊の「使用料・手数料の見直し方針」に記載されておりますのでご参照ください。 次に、2の使用料の原価計算結果と改定の方針ではありますが、各室等の現行単価①の列と算定原価②の列との乖離幅は、③の列に記載のとおり30.2%から31.7%となりました。この結果、別冊でお配りした見直し方針6ページの下段に使用料・手数料の改定額の限度がございますけれども、これに基づき改定率をプラス15%とし、現行単価に15%を上乗せした額を④の列の改定案とするものであります。なお、百円未満を切り捨てる端数調整を行っておりますので、⑤の列の改定率は15%ちょうどにはなっていないものがあります。 18ページをご覧ください。3の新料金適用開始日ではありますが、令和6年10月1日からとするものです。 今後におきましては、令和6年第1回市議会定例会へ条例改正案の提案を予定しており

堀井スポーツ課長

ます。

以上です。

続きまして、体育施設使用料の改定についてご説明申し上げます。19ページをご覧ください。

1の使用料改定の考え方ですが、体育施設使用料の改定では、2点の理由から改定を行うものであります。1点目は、全庁的に行われる4年に1度の使用料改定にあたっては、現行単価と原価計算結果との乖離幅に応じて改定率を設定しており、令和6年度からの改定に向けて各使用料の算定を行った結果、体育施設においては、青年センターのプール使用料が見直しの対象となることから、使用料の改定を行うものであります。2点目でございますが、昨年の第10回定例教育委員会でも報告案件になったものですが、子どもが気軽にスポーツに親しめる場を提供することで、小中学生の運動能力の向上、健康増進を図ることを目的として、キャンプ場を除く体育施設における小中学生個人使用料を無料にしようとするものです。

次に、青年センタープールの改定額ですが、(1)に料金設定の基準となる大学生・一般の個人使用料の原価計算結果を記載しております。算定の結果、現行の単価と算定原価の乖離幅が58%となり、市が定める基準によると、乖離率50%以上60%未満の場合、改定率の限度は25%となり、これにより計算すると改定後の額は625円となりますが、基準となる額は50円単位で設定していますことから、端数を切り捨てて600円を改定案とし、改定率は20%となったものであります。

この改定案に基づき、各区分の料金を算定した結果、青年センターのプール使用料については、(2)の改定額の表に記載のとおりとなります。なお、小中学生の個人使用料については、このあとご説明いたします、新料金の適用開始日及び小中学生の体育施設使用料の無料化によって、実際の値上げは行われないこととなります。

次に(3)新料金の適用開始日は、令和6年10月1日を予定しております。

次に、小中学生の体育施設使用料の無料化についてですが、3の(1)に記載した体育施設の小中学生個人使用料について、無料とするものであります。

無料化の適用開始日は、令和6年5月1日を予定しております。

以上です。

兼平郷土資料館長

続きまして、セラミックアートセンター観覧料・使用料の改定についてご説明いたします。

1の使用料改定の考え方ですが、今ほど生涯学習課、スポーツ課からご説明したとおりとなっております。セラミックアートセンターにおきましては、常設展観覧料と貸館使用料及び設備使用料が見直しの対象となっており、令和6年度からの改定に向けて、原価の再計算を行い、現行単価と原価計算結果との乖離幅に応じて改定案を設定するものです。

次に、2の使用料の原価計算結果と改定の方針について、ご説明いたします。まず、観覧料の常設展(個人大人)では、現行単価①の300円に対し、算定原価②は569円、乖離幅は89.7%となりました。現行料金との乖離幅が60%を越えますと、その改定率は30%増加となり、試算単価は390円となりますが、50円単位で設定しておりま

	すことから、改定案は350円としております。団体料金につきましては個人料金の2割引きという考え方により280円とするものです。 次に各室使用料についてご説明いたします。まず、企画展示室につきましては、現行単価①の19,600円と算定原価②25,733円との乖離幅は31.3%となり、現行単価19,600円から、15%上昇の22,500円を改定案とするものでございます。研修室につきましても同様の考えにより現行単価10,100円から、改定率の限度である、10%上昇の11,100円を改定案とするものでございます。 次に、設備使用料について、ご説明いたします。まず、ガス窯の専用本焼につきましては、現行単価①49,000円と算定原価②66,775円との乖離率は36.3%となりました。 観覧料、各室使用料と同様の考え方に基づき、現行単価49,000円から、14%上昇の56,000円を改定案とするものでございます。 以下、ガス窯専用（素焼）、電気窯ⅠとⅡにつきましても同様の算定と考えのもと、記載の金額に改定するものでございます。 今後におきましては、令和6年第1回市議会定例会への条例改正案の提案を予定しております。 以上です。
井上委員長	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、みなさんから質問、ご意見等ございましたらお願いします。 以前、議論いただきました、使用料・手数料の見直し方針に基づいてということですが、たしか6ページの別紙は以前の会議の時にはありましたか。
佐藤生涯学習係長	前回の会議の時とは表が違います。今回新たに配付したのになります。
井上委員長	前回はもっと大まかなものでした。具体的な分類がこの中に書いてありまして、前回の説明でいきますと、社会教育関係施設・生涯学習関係施設というのは左上、第2分類だったかと思いますが、少し厳密に言うと、今回の改定の中でいきますと、陶芸に関してが第3分類となっています。このあたりは、いわゆる社会教育施設の中でも実技系の、例えば料理をするときの材料費もそうですけれども、実費部分という判断をされたのかなという、これはなかなか難しい判断があるかと思います。
木滑委員	青年センターのプール使用料の改定案ですけれども、今年5月1日から小中学生無料とあります。そして、上の段には10月1日から金額が変わると書いてありますが、市民と市民以外の関係でしょうか。
堀井スポーツ課長	青年センターのプールの料金改定については、公民館やセラミックアートセンターと同じように、4年に1回の改定のものになりまして、どの施設も4月1日に改定になるのですが、新料金の適用というのは経過措置を半年間、現状の金額でいくというところで、10月1日からこのような料金になります。小中学生の個人使用料無料化については、この

	4年に1回の見直しとは別の考え方で、子ども達に無料で気軽に使ってもらいたいという考え方から、適用日を、議決した3月末から1ヶ月間だけ準備期間を設けて、5月1日から適用しようという考え方になっております。
木滑委員	札幌市の場合は「札幌市民ですか」と聞かれるというのですけれども、市民と市民以外で区別はありますか。
堀井スポーツ課長	その区別は特に関係なく、無料化については全て無料となっております。
井上委員長	子どもの日には間に合っているということですね。 あといかがでしょうか。 15%を上限とした改定をコミュニティセンター、公民館及び市民文化ホール使用料については行っているということと、体育館使用料の改定、セラミックアートセンター観覧料、使用料の改定、概ね、前回、議論いただいた使用料・手数料の見直し方針と一部を除いては大きな差がないと思います。今日はガス窯等がなぜ高かったのか、よくわかりました。他市町との関係性を存じあげていないのですが、この使用料というのはどうなのでしょう、北川委員、何かご存じでしょうか。
北川委員	この使用料は、これは多分ものすごく安いと思います。ガスなどの燃料費が現在上がっていますので、市の補助とかがあって、抑えている段階ですけれども、私は個人で焼いています、みなさんここに行ってしまう。
井上委員長	これは勉強になりました。設備が設備としてあって、施設維持とか運用の方の経費が基になって算定されているということでしょうか。
兼平郷土資料館長	ガス窯の算定に関しましては、令和2年度、令和3年度のご利用いただいている実績使用料の平均値を出して、それに令和5年度のプロパンガス単価を掛けての計算をしております。
井上委員長	では、運用にかかるお金が分母だということですね。わかりました。100%と書いてありますが、分母が全然違うということですね。そういう意味では、他市町と比較しても良心的な施設だということですね。
北川委員	公的な施設の公的な焼き方だと思います。
井上委員長	私自身、勉強になりました。ありがとうございました。少しアドバンテージがあるということかもしれませんね。 では、色々みなさんに身近な話題だったかもしれません。 他にご質問ご意見ありませんでしょうか。

岩田委員	また戻りますが、資料3の15ページ、ここにある太々神楽の伝承会、団体2つありますよね。補助の目的が全く同じなのですが、補助金額が違うということは査定で何かありますか。
井上委員長	今、議題は違いますが、お願いします。
兼平郷土資料館長	まずは団体の区別からご説明したいと思います。太々神楽保存会は鉄道から南側、北広島あたりまでの野幌神社の氏子さんから構成される保存会でありまして、2期にわたって、こちらの団体は保存会費というのを各戸から徴収している自己財源があります。一方、太々神楽伝承会というのは、氏子というような縛りなしに市民の方々が鑑み、伝承に携わっていると。会費はおそらくお一人当たりいくらか徴収しているはずなのですが、そもそも自己財源があまりないということと、それぞれに補助金の支出根拠となる条例が違います。保存会は無形文化財を指定文化財を保持しているということで江別市文化財保護条例に基づいて15万円を執行しております。伝承会は他の文化サークルと同じような条例に基づいているという、自己財源の違いと支出根拠の条例の違いということもあって、それぞれに額の違いが生まれているということになります。
岩田委員	そうすると伝承会というのは、会費を徴収していないということですか。
兼平郷土資料館長	一人当たり少額ですけれども取っていらっしゃると思います。ただ、それでも自己財源としては脆弱なものですから、市からの補助金を必要とするものとなります。神楽をするには面とか装束とか高額なものを必要とします。1着300万円くらいする装束を持っておられるので、それを買うために国からの補助金とかも活用しているそうですけれども、白衣とか日々日々のもを購入したり、あるいは野幌公民館の使用料なども、それぞれ実績に加味されているという形になっております。
岩田委員	それについて、例えば少ない方の団体から少し金額をあげてくれないとか、そういう問題はありますか。
兼平郷土資料館長	そういう話はあるのですが、私たちからすれば、まずは自己財源、保存会の会員からの会費をきちっと徴収するようにしてくださいと。コロナの時に個別訪問で会費を集め歩くのを躊躇ったそうなのです。それで少し財源が落ち込んだらしいのですが、まずは自己財源を確保してくださいと。事業実績、事業予定に基づいて、いくら補助金が必要なのですかね、というようなお話をさせて頂いたうえで、この15万円というものを算出させていただいております。
岩田委員	ぱっと見たら同じ目的で金額が違うので、根拠があるのかなと思ってお聞きしました。
兼平郷土資料館長	今後におきましては、両団体とも話し合いを重ねていかなくてはならないのですが、前段どこかでお話があったかと思いますが、周年事業の際には、必要な金額をご申請

井上委員長	いただければご相談に乗りたいと思っております。 では議題に戻りまして、社会教育施設の使用料の改定について、特にこれ以上ご質問ご意見なければ終わらせたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
井上委員長	それでは、次に進めさせていただきます。
5 その他	
井上委員長	こちらで用意した議題は以上ですが、この他に議題をお持ちの委員さんはいらっしゃいますでしょうか。 それでは、議事の方進めさせていただきます。事務局から連絡等何ありますでしょうか。
佐藤生涯学習係長	2点あります。 まず1点目なのですが、今週23日(金・祝)ですが、市民文化ホールにて、令和5年度の江別市青少年文化賞・スポーツ賞の贈呈式が行われます。資料の方は机の上に冊子でお配りさせていただいております。全国大会、全道大会で優秀な成績を収めた青少年、総勢57個人、30団体を表彰いたします。来賓として、文化協会理事長として藤田副委員長がご臨席いたしますことをご報告いたします。 2点目です。前回の会議で、松山委員からSDGsの啓蒙についてということで、ご提案をいただきました。ご提案を受けまして、事務局で啓発ポスターを作成しました。今日はA4の白黒になっておりますが、こちらをカラーでA3サイズにして、市内の公民館のほか、情報図書館や郷土資料館、あと教育庁舎にも掲示しましたことをご報告いたします。 以上です。
井上委員長	事務局からありました説明に対して、何かご質問ご意見ありますでしょうか。 「SDGsってなんだろう」という啓発チラシがみなさんのもとにあるかと思います。
松山委員	ありがとうございます。
藤田く委員	すごく見やすいと思います。掲示ということは貼るということで、持って帰れるということではないのですか。
佐藤生涯学習係長	各施設に掲示して周知していきます。
藤田く委員	一人ひとりこうやって貰えればすごく良いですね。いろいろなチラシが公民館に置いてありますので、ご自由にお取りください、と配置してはいかがでしょうか。
佐藤生涯学習係長	検討させていただきます。

井上委員長	あといかがでしょうか。 他になければ、以上をもちまして、第3回江別市社会教育委員の会議を閉会いたします。 皆さんどうもお疲れさまでした。
-------	---